

第 1 4 号議案

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 9 年足立区条例第 3
1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 5 名以内」を「1 6 名以内」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

情報公開・個人情報保護審議会の委員の数を変更する必要があるので、
この条例案を提出いたします。